

## 第 2 章

### 不当労働行為の審査等

第 1 節	不当労働行為の審査	17
第 1	<a href="#">概 要</a>	17
第 2	<a href="#">不当労働行為救済申立事件一覧</a>	23
第 3	事件要録	26
1	<a href="#">命 令</a>	26
2	<a href="#">和解・取下</a>	32
第 2 節	不当労働行為の再審査	36
第 1	<a href="#">概 要</a>	36
第 2	<a href="#">不当労働行為再審査申立事件一覧</a>	37
第 3 節	行政訴訟	38
第 1	<a href="#">概 要</a>	38
第 2	<a href="#">行政訴訟事件一覧</a>	39
第 4 節	<a href="#">労働組合の資格審査</a>	40

# 第1節 不当労働行為の審査

## 第1 概 要

### 1 取扱件数の概要

#### (1) 取扱件数の概要

平成29年における不当労働行為救済申立事件の取扱件数は18件で、その内訳は、前年からの繰越し6件、新規申立て12件である。これら取扱事件のうち終結は10件で、残り8件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為救済申立事件一覧」参照）。

なお、審査の過程において実施した調査、審問、和解の回数は、調査57回、審問8回、和解8回の合計73回で、月平均すると6回である。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年	25年	26年	27年	28年	29年
取 扱 件 数	前年からの繰越し		20	17	16	11	6
	新規申立		21	16	13	7	12
	計		41	33	29	18	18
審査回数(回) (調査・審問・和解)			131	123	105	59	73

#### (2) 救済内容別取扱件数

解雇、配置転換、賃金差別等の不利益取扱いの排除、労働組合が申し入れた団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条1・2・3号」）が6件と最も多く、全体の33%を占めている。次いで、不利益取扱いの排除及び団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条1・2号」）並びに団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条2号」）が各4件で、それぞれ全体の22%を占めている。以上の3区分で全体の78%を占めている。

表2 救済内容別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		25年	26年	27年	28年	29年
労組法 7条	1号	2	3	2	1	-
	1・2号	1	3	3	1	4
	1・3号	4	1	3	2	1
	1・2・3号	11	11	11	8	6
	2号	19	11	9	6	4
	2・3号	2	2	-	-	3
	3号	2	2	1	-	-
計		41	33	29	18	18

## (3) 業種別取扱件数

取扱件数を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が8件で最も多く44%を占め、次いで、「製造業」及び「教育、学習支援業」が各3件で、それぞれ17%を占めている。以上の3区分で全体の78%を占めている。

表3 業種別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		25年	26年	27年	28年	29年
建設業		1	1	1	1	-
製造業		7	8	5	5	3
情報通信業		1	-	-	-	1
運輸業、郵便業		12	13	15	6	8
卸売業、小売業		2	2	3	2	1
金融業、保険業		1	1	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		1	1	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業		-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	-	-	-
教育、学習支援業		8	5	3	2	3
医療、福祉		1	-	1	-	-
複合サービス事業		1	-	-	-	1
サービス業		4	2	1	2	1
公務		2	-	-	-	-
計		41	33	29	18	18

## 2 新規申立事件の概要

### (1) 救済内容別

平成29年における新規申立件数は12件で、その救済内容別の内訳は、労働組合法「7条1・2号」が4件、「1・2・3号」及び「2・3号」が各3件、「1・3号」及び「2号」が各1件となっている。

### (2) 申立人別

申立人別では、すべてが組合申立てとなっている。

### (3) 企業規模別

従業員数による企業規模別の内訳は、「100人未満」の事業所が6件、「100人以上499人以下」及び「500人以上」の事業所が各3件となっている。

### (4) 業種別

業種別の内訳は、「運輸業、郵便業」が6件、「教育、学習支援業」が2件、「製造業」、「情報通信業」、「複合サービス事業」及び「サービス業」が各1件となっている。

表4 新規申立事件の内容の一覧表

(単位：件)

区 分		年	25年	26年	27年	28年	29年
救 済 内 容 別	労 組 法 7 条	1号	2	2	1	-	-
		1・2号	-	2	1	-	4
		1・3号	-	1	2	-	1
		1・2・3号	6	4	3	3	3
		2号	11	6	6	4	1
		2・3号	1	1	-	-	3
		3号	1	-	-	-	-
計			21	16	13	7	12
申 立 人 別	組 合		20	15	13	6	12
	組 合 ・ 個 人		1	-	-	1	-
	個 人		-	1	-	-	-
	計			21	16	13	7
企 業 規 模 別	100人未 満		12	6	7	2	6
	100人～499人		7	9	4	3	3
	500人 以 上		2	1	2	2	3
	計			21	16	13	7
業 種 別	建 設 業		-	1	1	-	-
	製 造 業		4	4	2	3	1
	情 報 通 信 業		-	-	-	-	1
	運 輸 業、郵 便 業		7	8	6	1	6
	卸 売 業、小 売 業		2	1	2	1	-
	金 融 業、保 険 業		1	-	-	-	-
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		1	-	-	-	-
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業		-	-	-	-	-
	教 育、学 習 支 援 業		2	2	-	1	2
	医 療、福 祉		-	-	1	-	-
	複 合 サ ー ビ ス 事 業		1	-	-	-	1
	サ ー ビ ス 業		1	-	1	1	1
	公 務		2	-	-	-	-
計			21	16	13	7	12

### 3 終結状況

#### (1) 終結状況

平成29年の取扱件数18件のうち、終結事件は10件で、その内訳は、「命令・決定」によるものが2件、「和解・取下」によるものが8件となっている。

表5 終結状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	25年	26年	27年	28年	29年
		取 扱 件 数	41	33	29	18	18
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	-	-	-	2	-
		一 部 救 済	4	-	-	1	1
		棄 却	2	-	1	-	1
		却 下	-	-	2	1	-
		計	6	-	3	4	2
	和 解 ・ 取 下	関 与 和 解	10	14	12	4	6
		自 主 和 解	2	-	-	1	2
		取 下	6	3	3	3	-
		計	18	17	15	8	8
	合 計		24	17	18	12	10
翌 年 へ 繰 越		17	16	11	6	8	

#### (2) 不服申立状況

平成29年に発せられた2件の命令のうち、再審査の申立て及び行政訴訟の提起はなかった。

表6 不服申立状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	25年	26年	27年	28年	29年
		命 令 ・ 決 定	6	-	3	4	2
		確 定	2	-	1	1	-
		不 服 申 立	4	-	2	3	-
不 服 申 立 の 内 訳	再 審 査	労	1	-	1	1	-
		使	2	-	-	1	-
		双 方	-	-	-	1	-
	行 政 訴 訟	労	-	-	1	-	-
		使	1	-	-	-	-
		双 方	-	-	-	-	-

(3) 所要日数

平成29年に終結した事件10件の申立てから終結までの平均所要日数は290日となっている。

なお、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間と定めている(平成17年1月24日第1274回公益委員会議決定)。

表7 審査期間別終結件数一覧表

(単位：件)

区分 年	命令・決定			和解・取下			全事件		
	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計
25年	0	6	6 (900日)	16	2	18 (224日)	16	8	24 (393日)
26年	0	0	0 ( - )	15	2	17 (280日)	15	2	17 (280日)
27年	2	1	3 (351日)	12	3	15 (338日)	14	4	18 (341日)
28年	2	2	4 (715日)	7	1	8 (263日)	9	3	12 (413日)
29年	0	2	2 (876日)	8	0	8 (144日)	8	2	10 (290日)
計	4	11	15 (738日)	58	8	66 (259日)	62	19	81 (348日)

(注) ( ) 内は平均所要日数である。

## 第2 不当労働行為救済申立事件一覧

### 前年繰越分（6件）

事件番号	申立区分	業種別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請求内容	申立年月日 処理状況	所要 日数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
26 (不) 9	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	1・2・3	原職復帰・バックペイ、 団体交渉応諾、支配介入の禁止、 文書の掲示・文書の交付	26. 7. 10  一部救済 29. 9. 4	1, 153	14 (1)	(審)成田 (労)大久保(章) (使)夏目
		2 (2)						
		270					0 (0)	
							2 (2)	
27 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	1・2・3	団体交渉応諾、不利益 取扱いの禁止、未払賃金の支払及び 不利益取扱いの撤回、支配介入の禁止、 原職復帰、文書の掲示	27. 6. 10  係属中	936	15 (5)	(審)志治 (労)畑 (使)牧野
		4 (4)						
		15, 000					0 (0)	
							11(11)	
28 (不) 3	組合	製造業 (食料品製造業)	2	団体交渉応諾	28. 4. 8  棄却 29. 11. 27	599	7 (2)	(審)酒井 (労)西野 (使)吉村
		2 (2)						
		337					1 (1)	
							2 (2)	
28 (不) 4	組合	製造業 (飲料・たばこ・飼料製造業)	1・2・ 3・4	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、賞与の支払、 支配介入の中止、文書の掲示	28. 5. 20  係属中	591	11 (7)	(審)武田→成田 (労)牧田 (使)中西
		0 (0)						
		35					2 (2)	
							0 (0)	
28 (不) 6	組合	教育、学習支援業	2	団体交渉応諾、文書の 掲示	28. 7. 14  関与和解 29. 1. 16	187	3 (0)	(審)佐脇 (労)可知 (使)山本(秀)
		0 (0)						
		503					2 (1)	
							0 (0)	
28 (不) 7	組合	卸売業、小売業 (建築材料、鉱物・金属材料 等卸売業)	2	団体交渉応諾、文書の 掲示・文書の交付	28. 12. 27  係属中	370	4 (4)	(審)杉島 (労)大久保(彰) (使)山本(秀)
		0 (0)						
		653					0 (0)	
							0 (0)	

- (注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は平成29年12月末日まで（（）内は同年中）の数字である。
- 2 「証人等数」は、実人数である。



平成 29 年申立分 (12 件)

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数	
29 (不) 1	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の掲示	29. 1. 5	110	2	(審)長谷川 (労)伊藤 (使)夏目
		関与和解 29. 4. 24			0 1 0			
29 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3 (29.6.28 1号追加)	配転命令の撤回、団体 交渉応諾、支配介入の 禁止、文書の掲示	29. 1. 10	356	7	(審)酒井 (労)大久保(章) →河野 (使)吉村
		係属中	0 2 0					
29 (不) 3	組合	複合サービス 事業 (郵便局)	2・3	団体交渉応諾、支配介 入の禁止、就業規則及 び給与規程の手交ない し貸与、文書の掲示・ 文書の交付	29. 1. 17	248	6	(審)武田→志治 (労)可知 (使)中西
		関与和解 29. 9. 21			0 0 0			
29 (不) 4	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2	不利益取扱いの撤回・ バックペイ、団体交渉 応諾、文書の掲示	29. 2. 20	193	4	(審)佐脇 (労)西野 (使)牧野
		関与和解 29. 8. 31			0 0 0			
29 (不) 5	組合	製造業 (輸送用機械 機具製造業)	1・2	原職復帰・バックペイ、 未払残業代の支払	29. 4. 10	187	3	(審)永井 (労)畑 (使)山本(光)
		関与和解 29. 10. 13			0 0 0			
29 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	不利益取扱いの禁止、 団体交渉応諾、文書の 掲示	29. 5. 22	190	5	(審)長谷川 (労)伊藤 (使)山本(秀)
		関与和解 29. 11. 27			0 1 0			
29 (不) 7	組合	情報通信業	2・3	団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の掲示	29. 5. 26	220	5	(審)杉島 (労)牧田 (使)牧野
		係属中			0 0 0			
29 (不) 8	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	配転命令の撤回、不利 益取扱いの撤回、団体 交渉応諾、文書の掲示	29. 6. 19	16	0	(審)佐脇 (労)大久保(彰) (使)牧野
		自主和解 29. 7. 4			0 0 0			

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
29 (不) 9	組合	職業紹介 ・労働者派遣 業	1・2	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、文書の 揭示	29. 7. 19	166	3	(審)佐脇 (労)大久保(彰) (使)松井
		係属中			0 0 0			
		7						
29 (不) 10	組合	教育、学習支 援業	1・2	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、文書の 揭示	29. 9. 1	122	2	(審)永井 (労)伊藤 (使)夏目
		係属中			0 0 0			
		2						
29 (不) 11	組合	教育、学習支 援業	1・3	不利益取扱いの撤回、 支配介入の禁止、文書 の揭示	29. 10. 20	73	1	(審)成田 (労)可知 (使)中西
		係属中			0 0 0			
		503						
29 (不) 12	組合	運輸業、郵便 業 (道路貨物運 送業)	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	29. 11. 6	17	0	(審)志治 (労)西野 (使)夏目
		自主和解			0 0 0			
		4			29. 11. 22			

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は平成29年12月末日までの数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

## 第3 事件要録

### 1 命令

---

#### 26年(不)第9号 (7条1・2・3号)

##### 1 事案の概要

本件は、被申立人会社が、申立人組合分会長の65歳後の再雇用を拒否したことが労働組合法7条1号及び3号に、平成26年7月の団体交渉において同人の65歳後の再雇用をしない理由及び基準を明確にしなかった対応が同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして同年7月10日及び9月29日に申し立てられた事件である。

##### 2 主文

- (1) 会社は、組合に対し、下記内容の文書を本命令書交付の日から7日以内に交付しなければならない。

##### 記

当社が、平成26年7月24日の団体交渉において、貴組合分会長の65歳後の再雇用をしない理由及び基準を明確にしなかった対応は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

年 月 日

(組合代表者) 様

(会社代表者)

- (2) その余の申立ては棄却する。

##### 3 判断の要旨

- (1) 組合が主張する、会社が組合分会長の65歳後の再雇用をしなかったことの不当労働行為性の前提は、①会社において「従業員が希望すれば65歳以降も再雇用される」との労働慣行の存在及び②組合分会長が再雇用されると期待することに係る合理的な理由の存在であるが、①②ともこれを認めることはできず、よって、会社が組合分会長を再雇用しなかったことは不当労働行為に当たらない。

- (2) 組合が組合分会長の65歳後の再雇用をしない理由及び基準を示すよう求めたことに対する平成26年7月の団体交渉における会社の対応は、就業規則の該当部分を示しただけのものであり、説明を尽くしたものとはいえないことから、当該行為は労働組合法7条2号の不当労働行為に該当する。

---

## 28年(不)第3号 (7条2号)

### 1 事案の概要

本件は、平成27年10月13日から平成28年1月26日までに開催した計7回の団体交渉において、被申立人会社が、申立人組合に対して行った次の(1)ないし(5)の各行為が、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年4月8日に当初申立てがされ、その後、同年3月10日及び4月26日に開催した団体交渉において、会社が、組合に対して行った次の(6)ないし(8)の各行為が、同号に該当する不当労働行為であるとして、同年5月6日に追加申立てがされた事件である。

- (1) 会社が組合の組合員に対して時間外労働を命じる場合には本人の同意を得て行う旨の条項(以下「本人同意条項」という。)のある36協定の締結に係る要求に対し、資料等を提示せず、十分な説明を行わなかったこと。
- (2) 定年後の初回賞与時の算定期間の在籍日数分の賞与の支払、嘱託再雇用条件の改善及び嘱託再雇用者に係る一時金の支給に係る要求に対し、十分な説明を行わなかったこと。
- (3) 組合との合意事項でない内容を記載した協定書を提示することにより、当該協定の締結を妨げたこと。
- (4) 組合の主張する「継続協議事項」に係る要求書の提出を求めたことにより、団体交渉の日程を不明な状態にしたこと。
- (5) イン트라ネットへの掲載(平成22年6月21日時点のもの)について、昭和62年11月10日締結の確認書(以下「62.11確認書」という。)に係る会社の解釈を一方向的に押し付けたこと。
- (6) 組合からの賃金と昇格制度の一体是正に係る要求に対し、資料等を提示せず、具体的な説明を行わなかったこと。
- (7) 組合からの「優先的解決事項」に係る要求に対し、根拠のない同じ理由を繰り返すのみで協議することを拒んだこと。
- (8) 「平成28年4月26日に開催した団体交渉(以下「第9回団交」という。)における組合の主張する継続協議事項」に係る要求書の提出を求めたこと。

### 2 主文

本件申立てを棄却する。

### 3 判断の要旨

- (1) 本人同意条項のある36協定の締結に関して、組合と会社との間における36協定の従前からの締結状況や経過等、団体交渉の前提となる事実については、組合及び会社は認識を共有しており、合意形成に向けた資料を必要とせず、組合も特に求めていなかった上、会社は組合に対して平成27年10月13日に開催した団体交渉(以下「第1回団交」という。)以前から本人同意条項のある36協定を締結できない理由を一貫して説明してきたが、組合と会社の意見

は一致せず、合意に至らなかったことが認められることから、組合と会社との協議は既に行き詰まりに達していたとみられ、第1回団交においても会社としては同じ回答を繰り返すほかなく、同年12月17日に開催した団体交渉（以下「第6回団交」という。）において協議の打切りを宣言したものであるため、本人同意条項のある36協定の不締結に係る説明が十分でなかったとはいえず、平成28年1月26日に開催した団体交渉（以下「第7回団交」という。）において36協定のさらなる協議を求めた組合に対し、具体的な要求を求めた会社の姿勢も、第6回団交での打切りを踏まえたものであって、不誠実とはいえない。

- (2) 定年後の初回賞与時の算定期間の在籍日数分の賞与の支払に係る要求に関しては、会社は組合に対し、第1回団交以前から、給与規程第51条第3項ただし書の規定は、在籍したうちで定年後の初回賞与の支給対象とされない期間（以下「支給対象外期間」という。）について賞与を支払うと解釈することはできないとする賞与算定期間の算出方法について資料を提示して説明し、第1回団交においても、これまで組合に対して提示した資料を提示しつつ、繰り返し支給対象外期間について賞与を支給しない旨を回答していたことから、当該規定が一義的でなく、解釈の余地があるとしても、会社の賞与算定期間の算出方法に係る説明が不十分であったとはいえない。

嘱託再雇用条件の改善に係る要求に関しては、会社は、賃金と昇格制度の一体是正を計画しており、会社の経営指標に鑑みて、嘱託再雇用条件の改善が困難であることについて、組合に対し、第7回団交以前から、賃金と昇格制度の一体是正に係る説明会等において貸借対照表や損益計算書に記載の情報だけでなく、部門別の人件費等の経営指標の基礎となる数字を開示し、説明を行っていたと認められる。これに対し、組合は、部門別の合計の経費だけでなく、個別ごとの経費や役員各自の報酬額に関する資料の提出を求めたが、特段の事情が認められない限り、退職者の再雇用に利用することができる費用を算出するに当たっては、必要な経費の総額が明確になれば十分であり、個別部門別の人件費や退任役員を含む個別の役員報酬額までも明らかにする必要は認められず、経営状況を明らかにするために必要と思われる一応の資料を組合に対してすでに開示していた会社が第7回団交において改めて資料を提示しようとしなかったとしても、直ちに会社の当該対応が不誠実であったとまではいえない。

嘱託再雇用者に係る一時金の支給に係る要求に関しては、平成27年11月5日に開催した団体交渉において、会社は組合に対し、嘱託再雇用者についてもインセンティブとして人員表の換算人員に応じた一定額の賞与を支給する旨を説明したことが認められる。また、同月19日に開催した団体交渉（以下「第4回団交」という。）において、嘱託再雇用者の賞与の支給額が正社員の半額であると困る旨を主張する組合に対し、会社は、正社員と嘱託等では責任、時間、配置転換等の事情が異なる旨及び人員表の換算人員は経営指標で使用される数値であるため適正であると考えている旨を説明したことが認められ、賞与の支給により年金支給額等が減額されることを理由に賞与の支給日の先送りを求める組合に対し、会社は、賞与の

支給日の先送りは会計処理上できない旨及び支給辞退については確認が必要である旨を回答したことが認められる。さらに、同月30日に開催した団体交渉（以下「第5回団交」という。）において、会社は組合に対し、賞与の支給辞退は可能である旨、支給を辞退する場合は申出が必要である旨及び賞与の支給と年金や高年齢継続給付金との関係については個人情報であるため計算していない旨を回答したことが認められる。

このように、会社は組合に対し、嘱託再雇用者に対して賞与を支払うことの原因、賞与額を算定した根拠、組合の提案に応じられない理由等を説明し、賞与の支給辞退の可否についても検討の上回答していることから、十分な説明を行わなかったとはいえない。

(3) 平成27年10月30日に開催した団体交渉において、会社が組合に対して「遅刻・欠勤控除の再配分は従来通り組合別に行う、で良いですね。」と確認したところ、組合は、これに対して「はい。」と応答しており、同団体交渉後に、会社が「欠勤控除の再配分はこれまで同様に組合別に行う。欠勤控除額算出方法は一人一時金基準額×欠勤日数÷対象期間の稼働日数とする。」との条項（以下「再配分条項」という。）のある協定書を組合に提示したことが認められることから、会社が合意事項でない内容を記載した協定書を提示したことにより当該協定の締結を妨げたとはいえない。

(4) 「継続協議事項」のうち、本人同意条項のある36協定については平成23年10月25日以降、定年後の初回賞与の考え方については平成22年7月7日以降、嘱託再雇用条件については平成26年2月25日以降、いずれも団体交渉等の場において協議がされる中で組合と会社の主張や見解に対立あるいは齟齬が生じ、第7回団交までの相当長期にわたる組合と会社との間の交渉を経てもなお合意点が見出せなかったことが認められることから、組合と会社との間の「継続協議事項」に係る協議は、遅くとも第7回団交までには既に行き詰まりに達していたものといえるが、会社は、「継続協議事項」に関して新たな問題点が生じたこと等の事情変更により組合から団体交渉が申し込まれた場合には、これに応じなければならない余地があることから、当該事情変更の有無を検討するため、組合に対して要求書を求めることには一定の合理性があるといえる。さらに、会社は組合に対し、具体的な要求書の提出の後に団体交渉の開催日を決定する旨を伝えており、団体交渉の日程を定めること自体を拒否したとはいえない。

(5) 第4回団交において、平成22年6月24日に組合と会社との間で取り交わした「2010年賃金引上げ、賃金適正化等の継続協議事項、その他 協定書」（以下「22.6協定書」という。）の会社による運用が、「6/21から社内イントラネットで6/21現在で継続中のものから掲載する」と規定した当該協定に違反していると主張する組合に対し、会社は「話し合っ直していきましょう。」と提案したところ、組合は直ちに平成27年冬季一時金に関する議題に議論を移すとともに、第5回団交においても、第4回団交での会社の提案に対し、当該協定の規定の解釈をめぐり、組合の「2010年の6月21日の段階で協定化されている全てをアップすべき」とする見解と、会社の「2010年の6月21日に協議中の事項以降、現在も効力が続いて

いるものをアップする」とする見解の対立が続いていたことが認められる。

このように、第4回団交において会社が当該見解の対立を前提として話し合いを提案したことに対し、第5回団交において組合が当該提案を事実上拒否したといえることから、第5回団交において、会社が当該規定の自らの解釈を一方的に組合に押し付けたとまではできない。

(6) 会社が組合に対し、平成28年3月10日に開催した団体交渉（以下「第8回団交」という。）以前から賃金と昇格制度の一体是正に係る説明会において、会社の総合職の基本給と同規模企業等の基本給を比較した資料及び是正前後の本人給額に係る資料を提示し、是正により生じた原資を若年層の賃金に割り振る旨、同年10月以降定年退職して嘱託再雇用者となる者について年収基準の上限及び下限を引き上げる旨、並びに「習熟昇格制度」を廃止する旨の必要性を説明したこと、並びに第8回団交において同説明会における内容と同旨の説明をしたことからすれば、第8回団交及び第9回団交において会社が資料を提示しなかったことをもって直ちに会社の当該対応が不誠実であったとまではいえず、また、具体的な説明を行わなかったともいえない。

(7) 組合は会社に対し、「優先的解決事項」として、①仕込課の正社員の代休繰越が5日以上とならないよう人員配置を行うこと（以下「優先的解決事項①」という）、②平成27年冬季一時金について、組合が平成28年2月19日に提示した協定案により速やかに締結すること（以下「優先的解決事項②」という）、③第6回団交において本人同意条項のある36協定の締結の代わりに組合が要求した62.11確認書のイントラネットへの掲載について速やかに実施すること（以下「優先的解決事項③」という）、④22.6協定書第6項について速やかに履行すること（以下「優先的解決事項④」という）、及び⑤「継続協議事項」の団体交渉日程を速やかに提示し団体交渉を開催すること（以下「優先的解決事項⑤」という）を求めた。

優先的解決事項①については、第9回団交において、会社は長期療養職員の復帰並びに契約社員及び派遣社員の増員により一定の対応ができた旨を回答し、組合はこの回答を了承したことが認められ、当該事項は解決したといえる。優先的解決事項②については、上記(3)のとおり、会社が再配分条項のある協定書案による協定を求めることには一定の合理性があり、組合から提示された協定書案では締結できないとしたことも自然である。優先的解決事項③については、上記(4)のとおり、本人同意条項のある36協定について遅くとも第7回団交までには行き詰まりに達したといえることから、この代替案である62.11確認書のイントラネットへの掲載についても同様に行き詰まりに達していたとするのが自然であり、会社の対応も一定の理解ができなくもない。優先的解決事項④については、会社は第5回団交において、22.6協定書に基づくイントラネットへの掲載に関しては別組合との協定もあるため、別組合の意向を確認してから掲載する旨を回答したことが認められ、会社として両組合に対して同じ対応をしようとする姿勢を背景として、別組合との交渉の結果が出ていない以上は組合に対して明確に掲載する旨を回答することなく交渉中である旨以外の回答をしなかつ

たとしてもやむを得ないといえることができる。優先的解決事項⑤については、上記（４）のとおり、「継続協議事項」は遅くとも第７回団交までには既に交渉が行き詰まりに達していたといえることから、会社が「継続協議事項」の協議に係る団体交渉のための日程について対応しなかったことは理解できることである。

したがって、第９回団交において、優先的解決事項①については解決しており、優先的解決事項②ないし⑤については会社が全て回答済みとしたことが一定程度理解できることから、会社が「優先的解決事項」について根拠のない同じ理由を繰り返し、協議することを拒んだとはいえない。

- (８) 第８回団交において、組合と会社は、平成28年度の賃金引上げに関する事、賃金と昇格制度の一体是正に関する事及び「優先的解決事項」に関する事について協議を行い、第８回団交において、平成28年度の賃金引上げに関する組合の要求について、会社は「定期昇給に関しては実施します」と組合の要求を認める旨の回答をしているため、当該事項は解決したものと認めるのが相当であり、また、上記（７）のとおり、優先的解決事項①についても第８回団交において解決したものと認められることから、組合は、「第９回団交における組合の主張する継続協議事項」として、第８回団交における協議事項のうち、賃金と昇格制度の一体是正に関する事及び優先的解決事項②ないし⑤を協議事項と捉えていたことが推認される。

賃金と昇格制度の一体是正に関する事については、上記（６）のとおり、会社は組合に対し、第８回団交開催以前から、これに係る説明会において自己の主張を裏付ける資料を提示しつつ是正の必要性を説明し、及び第８回団交において同説明会における内容と同旨の説明をしたといえ、また、優先的解決事項②ないし⑤に関する事については、上記（７）のとおり、会社がこれらの事項について全て回答済みとしたことは一定程度理解できることから、会社としては、これら説明済みないし回答済みの事項に関して組合が協議を求めた場合、その要求が既に説明済みないし回答済みの再度の要求であるのか、又は、新たな内容が含まれているのかを判断した上で、協議の必要性を判断したいと考えることは一定の合理性があり、会社が要求書を求めたことは無理からぬことといえる。



## 2 和解・取下

---

### 28年(不)第6号 (7条2号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、平成28年3月1日のあっせん合意に反し、①同月9日、22日及び30日、申立人からの「平成22年12月22日付け「団体交渉のルールに関する協約」の解釈について」等を議題とする団体交渉申入れに応じなかったこと並びに②平成28年4月15日及び同月22日、団体交渉議事録の確認及びルールを議題とする団体交渉の開催を一方的に通知したことが、それぞれ労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年7月14日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成29年1月16日第2回和解において、①平成26年12月15日に受諾したあっせん案を再確認して誠実に団体交渉に当たる旨、②以前の団体交渉議事録の作成にこだわることなく速やかに団体交渉申入れに応じる旨等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 29年(不)第1号 (7条1・2・3号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①共済会に係る団体交渉議題及び便宜供与の要求について誠実な団体交渉を行わなかったことが労働組合法7条2号に、②組合費のチェックオフを拒否し、組合掲示板、チェックオフ等について同会と申立人とを差別していることが同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成29年1月5日に救済が申し立てられ、その後、③同月11日、被申立人職長が申立人組合員Aに対し、「共済会について監督署に申告するなら、残業についてもシロクロはつきりさせなければならない」等と発言したこと及び申立人が当該発言を団体交渉議題としたことについて、同月13日、被申立人が申立人組合員Aに対し、「いちいちそんなことを組合に報告すれば話合いができない」等と発言したことが同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして、同月25日に追加申立てがなされた事件である。

#### 2 終結状況

平成29年4月24日第1回和解において、不当労働行為と評価されるような言動を行わないこと等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 29年(不)第3号 (7条2・3号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人からの平成28年10月15日付けの団体交渉申込みに対する同年12月8日付けの回答において、団体交渉時の録音機器の使用を認めることはできない旨を通知したことが労働組合法7条2号に、②同回答において、強行に録音機器を使用する等平和的な交渉が望めない場合には即時退去を求めること及び即時退去しない場合には関係機関への通報等を行う旨を通知したことが同条3号に、③申立人からの同年8月1日付けの団体交渉申込みに対する同年9月16日付けの回答において、要求事項の1つである「社員就業規則の写しの交付」を拒否したことが同条2号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成29年1月17日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

平成29年9月21日第6回調査において、団体交渉時には双方ともに録音を行うこと等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 29年(不)第4号 (7条1・2号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人組合員Aが担当するB便を2便に分離し、平成29年1月23日以降、同人を両便のうち一方の便の業務に従事させたことが労働組合法7条1号に、②同年2月4日の団体交渉において、①の理由について誠実な説明を行わなかったことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月20日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

平成29年8月31日第4回調査において、申立人組合員Aがその一部を担っているB便の業務の受注を同年9月末日限り廃止すべく最大限努力すること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 29年(不)第5号 (7条1・2号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人組合員Aの解雇撤回を求める団体交渉申入れに対し、平成28年6月17日に「監理団体、弁護士に一任する」として拒否したこと等が労働組合法7条2号に、②同年7月19日に申立人組合員Aの賃金補償分を計算した請求書を返送したことが同条1号及び2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成29年4月10日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

平成29年10月13日第3回調査において、申立人組合員Aの解雇に関する問題について誠実に団体交渉に応ずること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 29年(不)第6号 (7条1・2・3号)

### 1 事案の概要

本件は、①平成28年2月24日から平成29年5月12日までに開催した計7回の団体交渉において、被申立人が、新賃金制度について実質的な協議を行わなかったことが労働組合法7条2号に、②同年2月27日、被申立人次長が申立人組合員Aに対し、借金の返済を求める発言を行ったことが同条1号に、③同年5月12日の団体交渉において、被申立人が、上記②の発言について虚偽の説明を行ったことが同条2号に、④被申立人が申立人と協議することなく、申立人組合員Bと清算条項を含む退職の合意をしたことが同条3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月22日に救済が申し立てられ、その後、被申立人が、同月12日の団体交渉において、⑤未払賃金紛争に係る解決金の支払理由について虚偽の説明をしたこと及び⑥平成28年4月1日付け「乗務員給与改定内容」に記載された新賃金制度への改定目的を否定する発言を行ったことが、いずれも同条2号に該当する不当労働行為であるとして平成29年6月22日に、さらに、⑦同年4月27日付けで申立人組合員Aに対して懲戒処分を行ったことが同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして、同年8月7日に、それぞれ追加申立てがなされた事件である。

### 2 終結状況

平成29年11月27日第1回和解において、被申立人の賃金体系が、被申立人が同月10日の団体交渉において申立人に提示した賃金体系に同年12月21日から移行することの確認等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 29年(不)第8号 (7条1・2・3号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成29年5月29日、申立人組合員Aと被申立人従業員Bとの間の事件(同月8日に発生)についての団体交渉を拒否する旨、当該事件に係る申立人組合員Aの傷病での休業を「無断欠勤」とする旨、同人に従前と同じ仕事をさせずに賃金を下げる旨、当該事件及び当該休業に対する懲戒権を放棄しない旨並びに同人への退職勧奨を通知したこと、②同年6月12日、同人を従来の運送業務に戻さず賃金を減らす旨及び同人への退職勧奨を通知したこと並びに③同月16日、同人の賃金を変更して従前の業種ではなく本社勤務を命じたことが労働組合法7条1号及び3号に、④同月5日、団体交渉において同人の時間外賃金の未払いが既払いである旨及び当該既払いである根拠は言わない旨表明したこと並びに⑤同月14日、団体交渉において同人の当該事件における発言が挑発である旨及び同人の給与部分の中に残業代のつもりで支払った部分があるため残業代は既払いである旨主張したことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月19日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

自主和解が成立したことに伴い、平成29年7月4日取下書が提出され、本件は終結した。

---

## 29年(不)第12号 (7条2号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、申立人からの平成29年10月31日付けの団体交渉申込みに対し、回答期限である同年11月3日を過ぎても、当該団体交渉を応諾するかどうかの回答を行わなかったことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同月6日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

自主和解が成立したことに伴い、平成29年11月22日取下書が提出され、本件は終結した。

## 第2節 不当労働行為の再審査

### 第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる（労働組合法第27条の15）。

当委員会の交付した命令に対する再審査事件として、この規定によって平成29年に中央労働委員会に係属している事件は5件で、いずれも前年から引き続き係属したものであり、新規に申し立てられた事件はない。これらの係属事件のうち、終結したものは1件で、残り4件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為再審査申立事件一覧」参照）。

表1 再審査事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分	25年	26年	27年	28年	29年
係 属 件 数	5(1)	4	5(2)	7(2)	5(1)
前年からの繰越	2(1)	4	4(2)	3(1)	5(1)
新 規 申 立	3	-	1	4(1)	-

(注) ( ) 内は、終結件数を示し、内数である。

## 第2 不当労働行為再審査申立事件一覧

### 前年繰越分（5件）

中央労働委員会 事件番号 初 審 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所 要 日 数	処 理 状 況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
21(不再)14	初審 被申立人	卸売業、小売業 約670	2	21. 3. 9 一部救済	21. 4. 1	3,197	係属中
17(不) 4				21. 3. 18			
27(不再)54	初審 申立人	卸売業、小売業 635	2	27. 11. 24 却 下	27. 12. 3	554	棄却
27(不) 7				27. 11. 27	29. 6. 8		
28(不再)41	初審 被申立人	製造業 (飲料・たばこ・ 飼料製造業) 40	1・2・3	28. 7. 4 全部救済	28. 7. 26	524	係属中
26(不) 8				28. 7. 11			
28(不再)53	初審 申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 5	453	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			
28(不再)54	初審 被申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 6	452	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は平成29年12月末日までの数字である。

平成29年申立分はない。

## 第3節 行政訴訟

### 第1 概 要

労働委員会の命令の交付を受けたときは、申立人は6か月以内に、被申立人は再審査の申立てをしない場合に限って30日以内に、それぞれ裁判所に命令の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

この規定によって当委員会の交付した命令に対する行政訴訟事件として平成29年中に裁判所に係属している事件は1件で、前年から引き続き係属しているものである(「第2 行政訴訟事件一覧」参照)。

なお、この1件は翌年に繰り越された。

表1 行政訴訟事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分		25年		26年		27年		28年		29年	
係属件数		1		1		2(1)		4(3)		1	
最 高 裁	繰 越	-	-	-	-	-	-	2(2)	-	-	-
	新 規	-	-	-	-	-	-		2(2)	-	-
高 裁	繰 越	-	-	-	-	1	-	1(1)	1(1)	-	-
	新 規	-	-	-	-	1	1		-	-	-
地 裁	繰 越	1	-	1	1	1(1)	1(1)	1	-	1	1
	新 規	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-

(注) 1 ( ) 内は、終結件数を示し、内数である。

2 平成28年の最高裁の2件の内訳は、平成28年に高裁で終結した一つの事件に対し、民事訴訟法第312条の規定に基づく上告及び同法第318条の規定に基づく上告受理申立てがなされたものである。

## 第 2 行政訴訟事件一覧

### 前年繰越分（1件）

裁判所 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
初 審 事件番号				訴訟終結 年 月 日		
名 地 裁 28(行ウ)14	2・3	27. 9. 4 棄 却	原告：初審申立人 被告：委員会 (被告側参加人：初審 被申立人)	28. 1. 29	口頭弁論 1回	係属中
25(不)21					弁論準備手続 13回	

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

平成 29 年提起分はない。



## 第4節 労働組合の資格審査

平成29年における資格審査の取扱件数は36件で、その内訳は、前年からの繰越し6件、新規申請30件である。

新規申請分を事由別にみると、委員推薦に伴うものが17件、不当労働行為救済申立てに伴うものが12件、法人登記に伴うものが1件となっている。

表1 申請事由一覧表

(単位：件)

区分 年	委員推薦	不当労働 行 為	法人登記	職業安定法	労働協約 拡張適用	計
25年	18	47(25)	-	1	-	66(25)
26年	6	33(18)	2	-	-	41(18)
27年	18	30(17)	3	-	-	51(17)
28年	-	19(11)	1	-	-	20(11)
29年	17	18( 6)	1	-	-	36( 6)

(注) ( ) 内は、前年からの繰越し件数を示し、内数である。

処理区分の内訳は、資格審査の結果、適合と決定されたものが20件、不当労働行為救済申立事件が和解等で終結したために打ち切りとなったものが8件で、残り8件が翌年に繰り越された。

表2 処理区分一覧表

(単位：件)

区分 年	適 合	不適合	却 下	取 下	打 切	翌年へ 繰 越	計
25年	29	-	-	-	19	18	66
26年	8	-	-	-	16	17	41
27年	24	-	-	-	16	11	51
28年	4	-	-	-	10	6	20
29年	20	-	-	-	8	8	36